

富山市福祉保健部長寿福祉課

① 介護保険制度の改正の背景

現状と課題

- ・後期高齢者(75歳以上)の増加
- ・生産年齢(15-64歳)人口の減少
- 単身、高齢者のみ世帯の増加
- ・在宅生活を支える生活支援ニーズの多様化
- 介護専門職の不足

目指す方向性

- ・専門職は身体介護を中心とした中重度支援にシフト
- ・専門性を必要としない**家事援助等の生活支援**については、多様な主体(ボランティア、 民間企業、元気な高齢者など)を担い手として活用

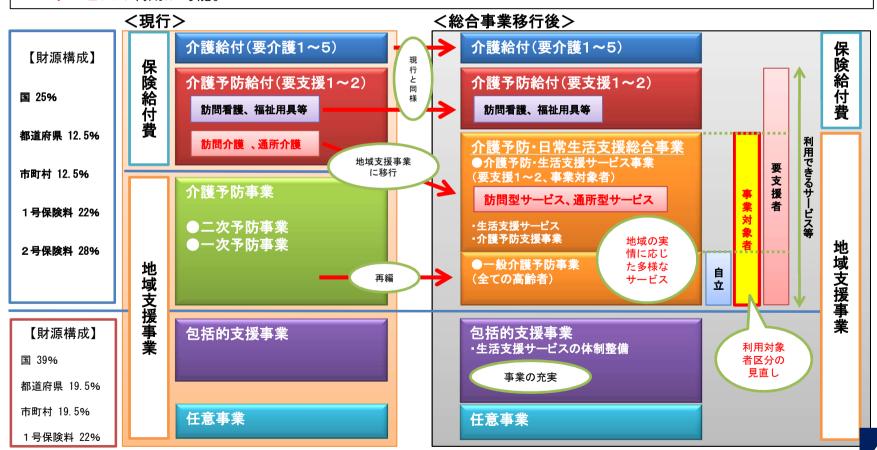
高齢者が積極的に地域の担い手側に加わることで、結果として自身の介護予防と地域の生活支援等について、同時に実現できるような支え合いの仕組みを作る

② 事業体系の概要

- ・介護予防給付のうち**介護予防訪問介護**及び**介護予防通所介護**は、新たに**訪問型・通所型サービス**として**介護予防・** 日常生活支援総合事業(総合事業)に位置づけ。
- ・介護予防事業における二次、一次予防事業は、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業に再編。
- 二次・一次予防事業対象者というサービス等利用対象者の区分を廃止し、新たな区分として事業対象者を導入。
 - →基本チェックリストを実施し、事業対象者として判定されれば、要支援認定の手続きを要せず、

 訪問型・通所型

 サービスの利用が可能。



③ 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス概要

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

●介護予防・生活支援サービス事業 (要支援1~2、事業対象者)

現行相当サービス(訪問型・通所型)

現行の予防給付の介護予防訪問・通所介護に相当するサービス

緩和した基準によるサービス(訪問型・通所型)

現行の予防給付の介護予防訪問・通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス

住民主体による支援(訪問型・通所型)

有償・無償のボランティア等により提供される住民主体の支援

短期集中予防サービス(訪問型・通所型)

保健・医療の専門職により提供される支援で、3~6か月の短期間で行われるサービス

移動支援(訪問型)

介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援

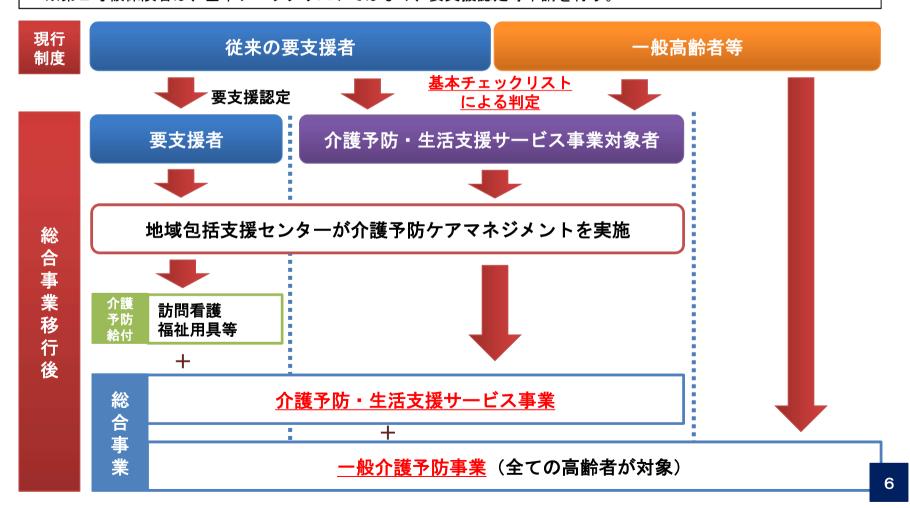
その他の生活支援サービス

- ・栄養改善を目的とした配食
- ・住民ボランティア等が行う見守り
- ・訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援

●一般介護予防事業 (全ての高齢者)

③ サービス利用の流れ

- ・訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は引き続き介護予防給付によるサービス提供
- ・介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、<u>要支援認定等を省略</u>して、対面で行う<mark>基本チェックリスト</mark>の結果等により、「<u>介護予防・生活支援サービス事業対象者</u>」とし、サービスの利用を可能とする。 ※第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要支援認定等申請を行う。



① 移行方針とスケジュール

- ・富山市における総合事業のスタートは平成29年4月から。 (まずは、現行相当サービス及び短期集中予防サービスの実施から)
- その他のサービス等は平成30年度以降の導入に向け検討を進める

<サービスの類型ごとの移行スケジュール>

●介護予防・生活支援サービス事業 H29. 4 H30. 4~ (要支援1~2、事業対象者) 現行相当サービス 予防給付から 完全 移行に向けた準備 (通所型・訪問型) 順次移行 移行 緩和した基準によるサービス 一部 平成30年度の一部導入を目途に検討 (通所型・訪問型) 実施 住民主体による支援 平成30年度の一部導入を目途に検討 一部 (通所型・訪問型) (生活支援体制整備事業の活用) 実施 短期集中予防サービス 現行の介護予防事業から 総合事業として実施 (訪問型・通所型) の組替え検討 移動支援 部 平成30年度の一部導入を目途に検討 (訪問型) 実施

① 移行方針とスケジュール

- ・現行の「介護予防訪問介護(ホームヘルプ)」・「介護予防通所介護(デイサービス)」の「緩和した基準による サービス」の導入を検討する。
- ・「住民主体による支援・移動支援」及び「その他の生活支援サービス」は、既存事業の組替えや新事業の導入を検討 する。
- ・平成30年4月以降においても、中長期的な展望により、生活支援体制整備事業等を活用しながら、多様なサービス 導入の検討を進める。

I 緩和した基準によるサービス

【想定されるサービス等】

- ・訪問型サービス…身体介護を伴わない生活援助等
- ・通所型サービス…身体介護を伴わない短時間型のデイサービス等

Ⅱ 住民主体による支援・移動支援

【想定されるサービス等】

- ・体操、運動等の活動など、自主的な集いの場 (サロン、サークル活動)
- ・ボランティア等による家事援助

Ⅲ その他の生活支援サービス

【想定されるサービス等】

- ・栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食等
- ・定期的な安否確認及び緊急時の対応、住民ボランティア等が行う訪問による見守り

サービス提供 事業者等と意 見交換を重ね、 サービスを検 討

一般会計で実 施している類 似の生活支援 関連事業の整 理

多様な サービス の導入

(以降も サービスの 導入につい て継続して 検討)

① 移行方針とスケジュール

・サービス内容や利用者負担等は、現行の水準を基本とし、制度改正の影響を最小限に。

H28
介護予防給付

訪問介護、通所介護

-

1 KZ 1 KJ T X

〇二次予防事業

- 介護予防教室事業
- 訪問型介護予防事業
- 運動器の機能向上訓練事業
- 実態把握事業
- 二次予防事業評価事業

〇一次予防事業

- 地域介護予防推進事業
- 介護予防地域啓発活動事業
- 介護予防いきいき運動推進事業
- 介護予防推進事業
- ・運動器の機能向上訓練事業
- 虚弱高齢者自立支援事業
- ・自立支援サービス事業

H 2 9

H30~

介護予防-日常生活支援総合事業

介護予防 日常生活支援総合事業

〇介護予防・生活支援サービス事業 (要支援1~2、事業対象者)

介護予防訪問介護サービス、介護予防通所介護サービス (現行相当のサービス)

> 緩和した基準によるサービス 住民主体の支援 など

短期集中予防サービス

- 介護予防訪問相談指導事業
- 介護予防教室事業
- 運動器の機能向上訓練事業
- ・自立支援介護予防リハビリテーション事業

〇一般介護予防事業 (全ての高齢者)

- 介護予防把握事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域介護予防活動支援事業
- ·介護予防普及啓発事業
- 運動器の機能向上訓練事業

3 現行制度との主な変更点

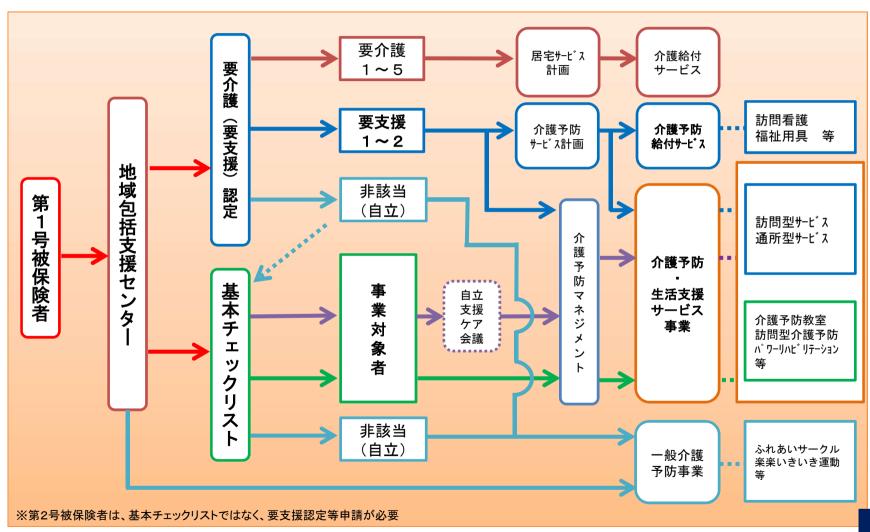
3 現行制度との主な変更点

① 国の一律の基準による予防給付サービスから市の事業へ 要支援者が利用する介護予防訪問介護・介護予防通所介護については、 認定有効期間の開始年月日が29年4月以降の方から総合事業のサービスへ順次移行

② 「事業対象者」の区分新設

- ③ 「介護予防ケアマネジメント費」の新設
 - 現行の介護予防支援費(介護予防サービス計画作成費)に相当する「介護予防ケアマネジメント費」の新設
 - ・「介護予防ケアマネジメント費」の請求先は「介護予防支援費」と同様 国保連合会(予定)だが、提供月のサービスの利用内容によって、請求 コードが変わることに注意(詳しくはP32参照)
 - 合計単位数等は「介護予防支援費」と同様
- ④ サービスコードの新設
 - ・総合事業用の請求様式で「<u>富山市総合事業のサービスコード</u>」により 国保連合会に請求
 - ・国保連合会への請求方法・処理日程は従来どおりで変更なし

① サービスの利用までのイメージ(案)



② サービスの利用と手続の関係(案)

<既に要支援認定を受けている場合>

	サービス区分	利用したいサービス	利用対象者
	ア 予防給付サービス(福祉用具貸与、訪問看護など)	アのみ	要支援者
ŀ		ア+イ	
	イ 総合事業サービスのうち「介護予防訪問介護サービス」・ 「介護予防通所介護サービス」(現行相当のサービス)	イのみ	要支援者 又は <u>事業対象者</u> (※1)

^(※1) 事業対象者で、予防給付サービスの利用の必要性が発生した場合、要支援認定等手続が必要

<新規の場合>

	サービス区分	利用したいサービス	利用対象者
ア	予防給付サービス(福祉用具貸与、訪問看護など)	アのみ要支援者	
		ア+イ	女义版名
1	総合事業サービスのうち「介護予防訪問介護サービス」・ 「介護予防通所介護サービス」(現行相当のサービス)	イのみ	原則要支援者 (※2)

(※2) 事業対象者であっても、介護予防訪問介護サービス・介護予防通所介護サービスの利用を受けられる場合があります。

② サービスの利用と手続の関係(案)

- ・これまでの二次予防事業のうち、介護予防教室、運動器の機能向上訓練(パワーリハビリテーション)などについては、主に事業対象者を対象にしたサービスへ移行
- ・事業対象者として、介護予防教室、運動器の機能向上訓練等の事業を利用するためには、所定の手続きが必要(後述)

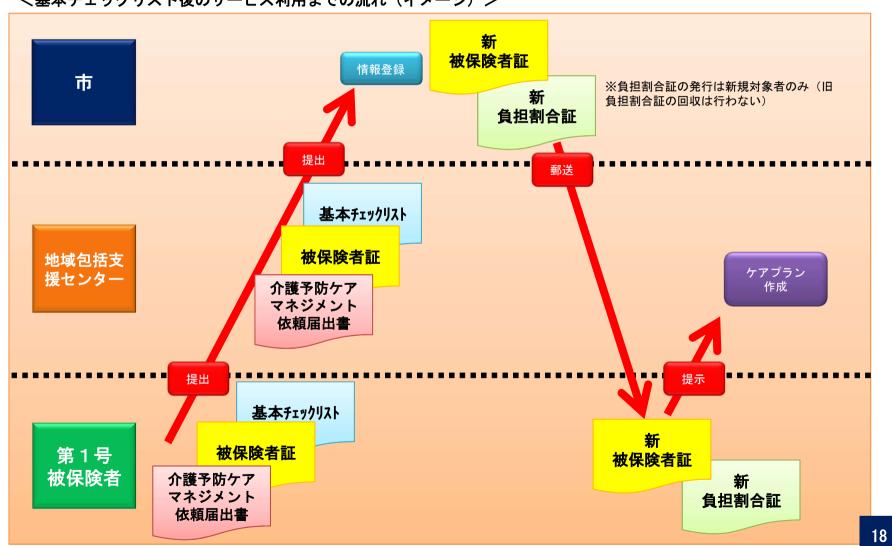
くこれまでの二次予防事業に相当する事業を利用する場合>

利用したいサービス等	利用対象者
・介護予防訪問相談指導事業・介護予防教室事業・運動器の機能向上訓練事業・自立支援介護予防リハビリテーション事業	主に事業対象者 (要支援者も利用可能)

- ③ 事業対象者のサービス利用までの流れ(案)
 - I 対象者の住所管轄の地域包括支援センターで基本チェックリストの実施及び介護予防ケアマ ネジメントの依頼
 - Ⅱ 市長寿福祉課に次の書類を提出
 - ・基本チェックリスト(原本)※基本チェックリストの写しは地域包括支援センターで保管
 - ・介護予防ケアマネジメント依頼届出書
 - 対象者の介護保険被保険者証
 - Ⅲ 市長寿福祉課での処理
 - ・基本チェックリスト結果情報の登録
 - ・介護予防ケアマネジメント依頼届出書情報の登録
 - ・被保険者証の発行・郵送(認定状態区分が「事業対象者」)※旧被保険者証は回収
 - ・負担割合証の発行・郵送 (未発行者のみ)
 - Ⅳ 事業対象者が被保険者証(負担割合証)を受領
 - V 介護予防ケアマネジメント依頼書に記載された地域包括支援センター等にて<u>ケアマネジメン</u>ト(ケアプラン作成等)の実施
 - VI 事業対象者が総合事業サービスを利用開始

③ 事業対象者のサービス利用までの流れ(案)

<基本チェックリスト後のサービス利用までの流れ(イメージ)>

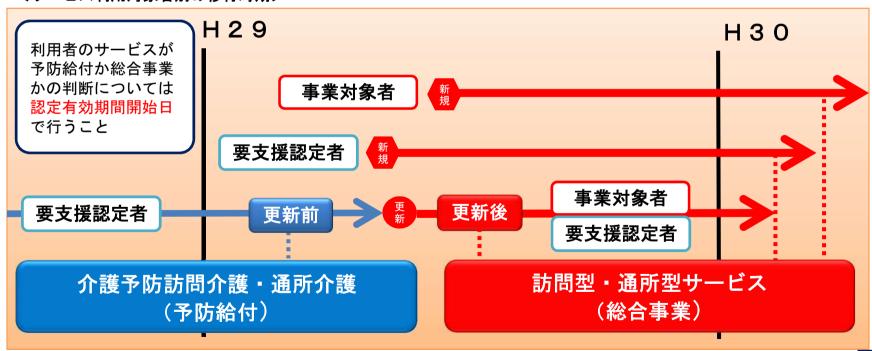


① 移行年度におけるサービス利用対象者の考え方

サービス利用の対象者

- ア 平成29年4月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
 - ※更新までの期間は予防給付によるサービスとして利用
 - ※要支援者の認定有効期間は、これまでの最長12ヶ月から、今後は最長24ヶ月に
- イ 平成29年4月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判定された方
 - ※事業対象者としての有効期間は、最長24ヶ月とする

くサービス利用対象者別の移行時期>



② 利用者負担

事業対象者等の利用者負担

- 介護給付の利用者負担割合(原則1割、一定所得以上所得者は2割)と同様
- ・給付における利用者負担の軽減制度に相当する**高額介護(介護予防)サービス費相当事業**等を実施 する
- ・保険料滞納者が介護保険サービスを受ける時に適用される給付制限措置については、総合事業には、 当面の間適用しない(要支援者が総合事業のサービスを利用する際も同様)

要支援者で被保険者証に給付制限の記載がある場合、予防給付(福祉用具のレンタルや訪問看護など)を利用する場合、予防給付部分のみ給付制限が適用されるが、総合事業のサービス(現行相当の訪問型・通所型サービス)は、給付制限が適用されず、1割または2割の負担でのサービス利用が可能となることに注意。

<給付制限の適用関係>

	利用するサービス		
	予防給付	総合事業	
	介護予防訪問看護 介護予防通所リハ 介護予防福祉用具貸与 など	訪問型サービス 通所型サービス	
要支援者	給付制限 <u>あり</u>	給付制限 <u>なし</u>	
事業対象者		給付制限 <u>なし</u>	

③ 支給限度額

- ・指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、給付管理を行う。 →支給限度額管理の対象ではないサービスのみ利用している場合、給付管理票は不要
- ・要支援認定を受けた方が総合事業を利用する場合には、現在利用されている予防給付の支給限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に給付管理する。
- ・事業対象者が総合事業を利用する場合には、予防給付の要支援1の支給限度額と同じとする。

<認定区分に応じた利用可能サービスと支給限度額(平成29年4月基準)>

認定等区分	利用可能サービス	1か月あたりの支給限度額
要支援認定者	・予防給付のみ ・予防給付+総合事業サービス ・総合事業サービスのみ	要支援 2 10,473 単位 要支援 1 5,003 単位
事業対象者	・総合事業サービスのみ	要支援1と同じ 5,003単位

※実際にかかる費用は、利用されるサービスの単位に地域区分を乗じて計算

④ 事業対象者の転出

- ・事業対象者が他市町村に転出した場合、要介護(要支援)認定と異なり事業対象者としての判定は 引き継がれない。(受給資格証明書の発行も無い。)
- ・転入先市町村が定めた手続きにより、改めて事業対象者として判定される必要がある。

⑤ 事業対象者の転入

- ・事業対象者が他市町村から富山市に転入した場合、事業対象者の判定は引き継がない。(転出時の対応と同様)
- ・他市町村において、事業対象者として総合事業のサービスを利用してきた転入者であっても、基本 チェックリストだけでは、明らかに認定申請が不要かどうか適切な判断が困難なため、要介護(要 支援)認定による申請案内を基本とする。

⑥ 市外事業者が富山市の被保険者に総合事業サービスの提供を行う場合

- ・富山市外に所在する事業所が、富山市の要支援者や事業対象者に総合事業のサービスを提供するためには、富山市の総合事業サービスの指定を受ける必要あり。
- ・富山市の総合事業サービスの提供及び富山市のサービスコードでの請求になる。

⑦ 市内事業者が他市町村の被保険者に総合事業サービスの提供を行う場合

- ・富山市内に所在する事業所が、他市町村の要支援者や事業対象者に総合事業のサービスを提供する ためには、他市町村による総合事業サービスの指定を受ける必要あり。
- ・他市町村による総合事業サービスの提供及び他市町村のサービスコードでの請求になる。

<サービス提供と請求の関係>

	富山市の被保険者 富山市総合事業のサービスコードに より請求	他市町村の被保険者 他市町村の総合事業のサービスコー ドにより請求
富山 <mark>市内</mark> 事業所	富山市 (富山市の地域区分を適用)	他市町村 他市町村が実施する総合事業のサー ビスの種類によって、地域区分の設 定が変わる場合あり
富山 <mark>市外</mark> 事業所 (他市町村)	富山市 (富山市の地域区分を適用)	

⑧ 住所地特例者のサービス利用

住所地特例者とは

被保険者が、他市町村の対象施設に入所・入居して施設所在地に住所を変更した場合には、現住所地(施設所在地)の市町村ではなく、元の住所地(施設入所直前)の市町村の介護保険被保険者となる制度のこと。対象施設は次のとおり

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費 老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

- ※地域密着型の施設は住所地特例の対象外
- ・住所地特例者に対する総合事業のサービス提供については、施設所在地である市町村で、基本チェックリスト、介護予防ケアマネジメント、サービスの提供を行う。(なお、富山市では、基本チェックリスト及び介護予防ケアマネジメントの実施については、地域包括支援センターが行う。)

<住所地特例者に対する請求関係>

	富山市の住所地特例者に 総合事業サービスを提供する場合 ・保険者:富山市 ・住所地(施設所在地):他市町村 ⇒他市町村の総合事業サービスコード により請求	他市町村の住所地特例者に 総合事業サービスを提供する場合 ・保険者:他市町村 ・住所地(施設所在地):富山市 ⇒富山市の総合事業サービスコードにより 請求
富山 <u>市内</u> 事業所	_	富山市 (富山市の地域区分を適用)
富山 <u>市外</u> 事業所	他市町村 (他市町村の地域区分を適用)	_

① サービスの基準

・人員、設備、運営の基準等については、<u>現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様の基準</u> とする。

2 単価

- ・単価は、算定単位が<u>1月あたりの包括報酬</u>を用いる。(<u>現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介</u> <u>護と同様</u>)
- ・加算、減算、地域区分単価についても同様。
- 1単位あたりの単価は富山市の地域区分単価による。 訪問型サービス 10.21円 通所型サービス 10.14円
- サービス費について、国保連合会に請求する流れに変更はないが、サービスコードは総合事業用の ものを使用する。
- ・移行期間である平成29年度の要支援者については、要支援認定(更新)の時期によって、予防給付の方と総合事業の方が<u>混在する</u>ことに注意。

③ 訪問型サービス単価(基本報酬等)

<訪問型サービスの基本報酬等>

サービス内容略称	対象	回数等	算定単位
①訪問型サービス I	要支援 1 · 2	週1回程度の訪問が必要とされた方に対す	1月につき
	事業対象者	る包括的支援	1, 168単位
②訪問型サービス II	要支援 1 · 2	週2回程度の訪問が必要とされた方に対す	1月につき
	事業対象者	る包括的支援	2,335単位
③訪問型サービスⅢ	要支援2	週2回を超える程度の訪問が必要とされた 方に対する包括的支援	1月につき 3,704単位

加算

- 4初回加算
 - 200単位
- ⑤生活機能向上連携加算
 - 100単位
- ⑥介護職員処遇改善加算
 - (1)介護職員処遇改善加算(I)+所定単位×137/1000
 - (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)+所定単位×100/1000
 - (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)+所定単位× 55/1000
 - (4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)+(3)の90/100
 - (5)介護職員処遇改善加算 (V) + (3)の80/100

- ※①~③までについて、介護職員初任者研修課程を修了 したサービス提供責任者を配置している場合は、所定 単位数に70/100を乗じる
- ※①~③までについて、中山間地域等に居住する者への サービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に1 月につき5%を乗じる
- ※①~③までについて、事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを 行う場合は、所定単位数に90/100に乗じる
- ※⑥について、所定単位は①~⑤までにより算定した単 位数の合計
- ※介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の 算定項目

④ 通所型サービス単価(基本報酬等)

<通所型サービスの基本報酬等>

サービス内容略称	対 象	回数等	算定単位
①通所型サービス I	要支援 1 事業対象者	週1回程度の通所が必要とされた方に対す る包括的支援	1月につき 1, 647単位
②通所型サービスⅡ	要支援2	週2回程度の通所が必要とされた方に対す る包括的支援	1月につき 3,377単位

加算

- ③生活機能向上グループ活動加算 100単位
- ④運動器機能向上加算 225単位
- ⑤栄養改善加算 150単位
- ⑥口腔機能向上加算 150単位
- ⑦-1 選択的サービス複数実施加算(I)
 - ア 運動器機能向上及び栄養改善 480単位
 - イ 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位
- ウ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位
- ⑦-2 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)
 - ア 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位
- ⑧事業所評価加算 120単位

- ⑨-1 サービス提供体制強化加算(I)Aア 事業対象者・要支援1 72単位
 - イ 要支援2 144単位
- ⑨-2 サービス提供体制強化加算(I)B
 - ア 事業対象者・要支援1 48単位
- イ 要支援2 96単位
- ⑨-3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- ア 事業対象者・要支援1 24単位
- イ 要支援2 48単位
- ⑩介護職員処遇改善加算
 - (1)介護職員処遇改善加算(I)+所定単位×59/1000
 - (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)+所定単位×43/1000
 - (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)+所定単位×23/1000
 - (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) + (3) の90/100
 - (5)介護職員処遇改善加算(V)+(3)の80/100
- ※①②について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる
- ※①②について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる
- ※①②について、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき5%を乗じる。
- ※①②について、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。
- ※①②について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。
 - ① 376単位
 - ② 752単位
- ※⑩について、所定単位は①~⑨までによる算定した単位数の合計
- ※サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

⑤ 現行サービスとの比較(訪問)

<現行サービスとの比較>

訪問型サービス

サービス区分	介護予防訪問介護(予防給付)	訪問型サービス(総合事業)
実施時期	平成29年4月以降の認定更新等 <u>まで</u>	平成29年4月以降の認定更新等 <u>から</u>
ケアマネジメント	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画又は 介護予防ケアマネジメント
サービス内容	訪問介護員による身体介護・生活援助	訪問介護員による身体介護・生活援助
サービス提供者	介護予防訪問介護の指定事業者	訪問型サービスの指定事業者
サービスの基準	現行	現行と同様
単価	現行 (地域単価 7級地 10.21円)	現行と同様
サービスコード	現行	新たなコード (種類コードA1又はA2)
利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ	介護給付の利用者負担割合と同じ
限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理	限度額管理の対象・国保連で管理
事業所への支払い方法	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払

⑥ 現行サービスとの比較(通所)

<現行サービスとの比較>

通所型サービス

サービス区分	介護予防通所介護(予防給付)	通所型サービス(総合事業)
実施時期	平成29年4月以降の認定更新等 <u>まで</u>	平成29年4月以降の認定更新等 <u>から</u>
ケアマネジメント	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画又は 介護予防ケアマネジメント
サービス内容	通所介護事業所の従事者によるサービス	通所介護事業所の従事者によるサービス
サービス提供者	介護予防通所介護の指定事業者	通所型サービスの指定事業者
サービスの基準	現行	現行と同様
単価	現行 (地域単価 7級地 10.14円)	現行と同様
サービスコード	現行	新たなコード (種類コードA5又はA6)
利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ	介護給付の利用者負担割合と同じ
限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理	限度額管理の対象・国保連で管理
事業所への支払い方法	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払

⑦ サービス費等の請求方法

- I 請求方法
 - ・総合事業のサービスもこれまでどおり国保連合会への請求となる。
 - ・請求データは介護給付費とは別ファイルになる。
- Ⅱ 国保連合会への請求様式
 - ア データ種別 71R
 - イ 総合事業費請求書情報 様式番号 第一の二 (識別番号は7113)
 - ウ 総合事業費請求明細書情報 様式番号 第二の三 (識別番号は71R1)
 - エ 給付管理票 様式番号 第十一(識別番号は8222)
 - オ 過誤申立書 総合事業用の様式を用いること (様式は富山県国保連合会のHPにあり)
- Ⅲ 介護予防マネジメント費の請求
 - 5月審査分(4月提供月)以降、提供月のサービスの利用内容によって、請求コードが変わることに注意。請求先はともに国保連合会
 - ア 介護予防支援費のコード(予防給付のサービスのみ、予防給付と総合事業の併用の場合)
 - ··· 4 6
 - イ 介護予防ケアマネジメント費のコード (総合事業のサービスのみの場合)
 - ... A F
 - ※給付管理票についてもこれまでどおり国保連合会へ

① 事業者の指定

- ア 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けて いた事業者
 - ・平成27年4月1日に総合事業(現行相当サービス)の指定を受けたものとみなされる (みなし指定)
 - ・有効期間は平成30年3月31日まで
- イ 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に介護予防訪問介護・介護 予防通所介護の指定を受けた事業者
 - ・平成27年4月以降に指定された事業者については、みなし指定の対象外。
 - ・平成29年3月31日までの間に総合事業(現行相当サービス)の指定を受ける必要がある。
 - ・指定の有効期間は、指定日から6年間<u>(ただし経過措置あり)</u>
- ウ 平成29年4月1日から総合事業(現行相当サービス)の指定を受ける事業者
 - ・移行期間の平成29年度に、要支援者に予防給付サービスを提供する場合は、予防給付の介護 予防訪問介護・介護予防通所介護(予防給付にかかる指定の有効期間はともに平成30年3月 31日まで)の指定を受けるとともに、総合事業(現行相当サービス)の指定を受ける必要が ある。
 - ・指定の有効期間は、指定日から6年間(ただし経過措置あり)

② 事業者の指定期間の経過措置

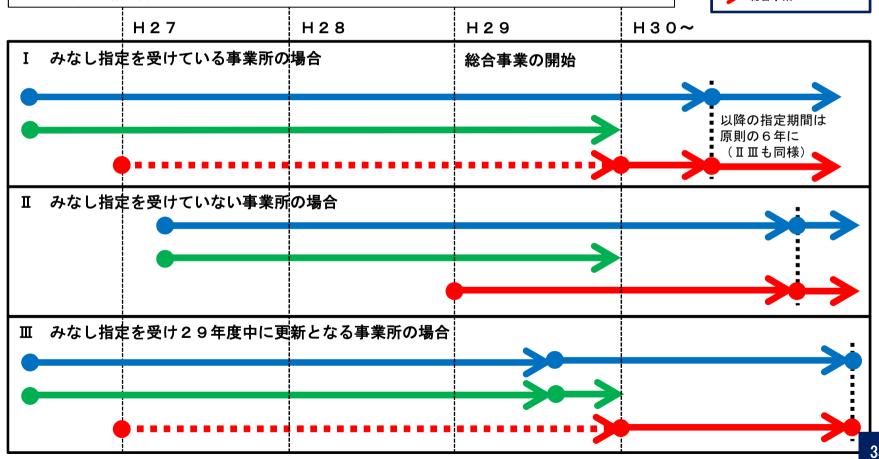
- ・指定期間は原則6年
- ・ただし、次の I ~Ⅲの場合の総合事業の指定期間の終期は、併せて指定を受けている次のア~ウの指定期間の終期と同じとする経過措置を設ける。
 - ア 指定居宅サービス
 - イ 指定地域密着型サービス
 - ウ 指定介護予防サービス

→ 指定居宅サービス 指定地域密着型サービス

指定介護予防サービス

総合事業(みなし)

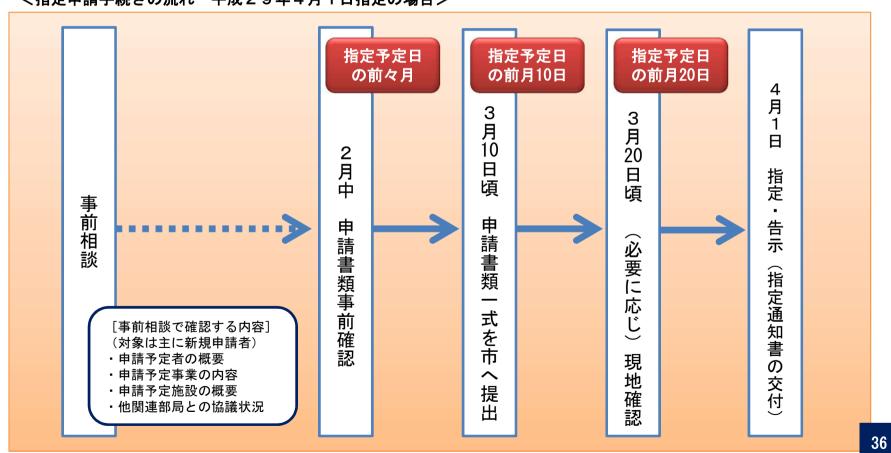
総合事業



3 事業者の指定申請手続

- 総合事業用の指定申請様式以外の提出書類はこれまで同様
- ・総合事業の指定申請手続きにかかる審査手数料は徴収しない

<指定申請手続きの流れ 平成29年4月1日指定の場合>



④ 申請・届出とサービスコード(案)

<事業所の利用するサービスコードについて>

世田刊士 ピラ	市内事業者		市外事業者	
訪問型サービス	申請・届出	サービスコード	申請・届出	サービスコード
・平成27年3月31日までに介護 予防訪問介護の指定を受けた事業者 (<mark>みなし指定事業者</mark>)	不要	A 1	不要	A 1
・平成27年4月1日以降に介護予 防訪問介護の指定を受けた事業者	要申請	A 2	要申請	A 2

通所型サービス	市内事業者		市外事業者	
	申請・届出	サービスコード	申請・届出	サービスコード
・平成27年3月31日までに介護 予防通所介護の指定を受けた事業者 (<mark>みなし指定事業者</mark>)	不要	A 5	不要	A 5
・平成27年4月1日以降に介護予 防通所介護の指定を受けた事業者	要申請	A 6	要申請	A 6

[※]みなし指定事業者用コード (A1、A5) の使用期間は、みなし指定の有効期間の平成30年3月31日までのサービス提供分となることに注意。 (指定の更新により (A2、A6) のコードを使用することになる。)

① 実施主体

- 利用者本人が居住する地域を管轄する地域包括支援センター
- ・指定居宅介護支援事業所(地域包括支援センターからの委託による)

② 実施するマネジメント

・国からは、3類型が示されているが、平成29年4月から富山市で実施するのは、次の1つのみ。

介護予防ケアマネジメント (国のA類型に相当)

- ・富山市総合事業サービスにおける訪問型サービス、通所型サービスを利用する場合に実施
- ・現行の予防給付における介護予防支援と同様のプロセスにより実施

③ 介護予防ケアマネジメントの考え方

- ・介護予防支援と同様のプロセスによるケアマネジメントとなるため、ケアプランの作成が必要
- ・基本報酬は430単位(初回加算300単位)で利用者負担なし
- 給付管理票の作成が必要
- 事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント費の請求先は国保連合会(予定)
- 要支援者は利用するサービスによって請求コードが異なることに注意

<ケアマネジメントの対象者と請求の関係>

	要支援者 (予防給付のみ) (予防給付+総合事業) 総合事業			事業対象者
				業のみ
介護予防ケアマネジメント (総合事業)	_	_	0	0
介護予防支援 (予防給付)	0	0	_	_
ケアマネジメント費の請求	国保連合会(予定)			

<ケアマネジメントと利用するサービスの関係>

類型	介護予防ケアマネジメント
サービス内容	介護予防支援と同様のケアマネジメント
ケアプラン	作成要
利用サービス等	介護予防訪問介護サービス・介護予防通所介護サービス(現行相当のサービス)、 介護予防訪問相談指導事業、介護予防教室事業、運動器の機能向上訓練事業、 自立支援介護予防リハビリテーション事業
実施機関	地域包括支援センター、地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業所
利用者	要支援者、事業対象者
報酬(単位)	基本報酬:430単位 (初回加算:300単位、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算:300単位) 地域単価:10.21円(7級地) ※利用者負担なし
給付管理票	作成要(現行相当サービスのみ)

④ 初回加算の算定要件

次のいずれかに該当する場合に加算を行う。

- ア 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合
- イ 介護予防ケアマネジメントの実施が終了して2月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合
- ウ 要介護者が、要支援認定を受け、あるいは事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施 する場合

⑤ ケアプランの自己作成

総合事業サービスは、予防給付と異なり、自己作成によるサービス提供はできない。

9 その他必要な準備について

9 その他必要な準備について

① 定款・運営規程の確認

- I 定款等に次の事項が反映されている必要あり(変更届の必要はなし)
 - ア 総合事業の「第1号訪問事業」又は「第1号通所事業」を実施すること
 - イ 平成30年3月31日まで、これまでの予防給付の「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所 介護」を実施する可能性がある場合は、平成29年4月時点ではこれらを削除しないこと
- Ⅱ 定款等での変更例

変更前 介護保険法に基づく介護予防サービス

変更後 介護保険法に基づく介護予防サービス及び第1号訪問事業

(介護保険法に基づく介護予防サービス及び第1号通所事業)

Ⅲ 運営規程・契約書・重要事項説明書での変更例具体的な事業の内容がわかる名称を使用することが適切

変更前 介護予防訪問介護

変更後 介護予防訪問介護及び介護予防訪問介護サービス

(介護予防通所介護及び介護予防通所介護サービス)

② システム対応の確認

- ・現在利用している市販のソフトやシステムに富山市総合事業サービスコード単位表マスタの取り込みが必要。
- ・後日富山市のホームページ上に、「富山市総合事業サービスコード単位表マスタ」を掲載予定。
- ・システム等の総合事業への対応状況や単位表マスタの取込方法等については、利用しているソフト 購入業者やシステム開発業者に確認すること。

9 その他必要な準備について

③ 利用者の確認

- I 要支援者に対する対応
 - ア 認定更新等により認定有効期間開始年月日が平成29年4月1日となった方 →平成29年4月提供分から総合事業サービスの利用
 - イ 認定更新等により認定有効期間開始年月日が平成29年5月1日となった方 →平成29年5月提供分から総合事業サービスの利用(それまでは予防給付の利用)
- Ⅱ 契約内容
 - ・契約書の記載内容が予防給付のみの対象となっている場合など、富山市総合事業サービスの提供 開始月から、契約書の記載内容の修正が必要な場合あり。